

合理的配慮の提供を支援する助成制度について

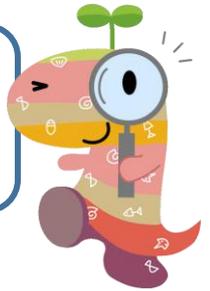
丹波市では、事業者や自治会等が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成します。(対象経費の1/2)

助成対象者

- 飲食店、物販店等の事業者・医療など民間事業者
- 自治会、自治協など地域の団体
- サークルなど各種団体

合理的配慮とは？

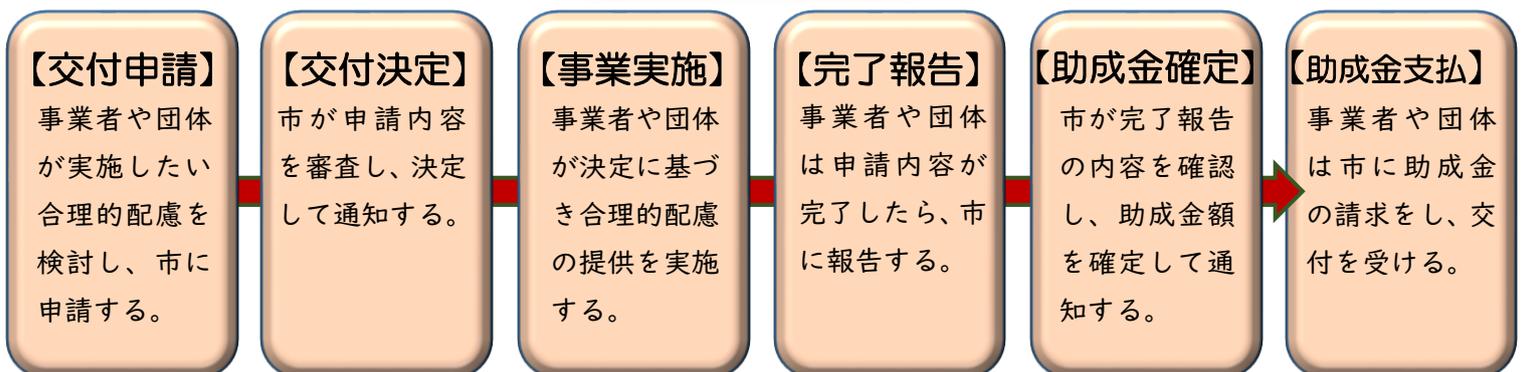
障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合に、無理のない範囲で適切な措置を講じることです。



助成の対象になるもの

助成内容	上限額
<u>コミュニケーションツールの作成</u> 点字メニュー、音声コード付きパンフレット など 	2万5千円
<u>手話通訳等の派遣</u> 市民を対象としたイベント開催時の手話通訳 など 	2万5千円
<u>物品の購入</u> 移動式スロープ・ローカウンター、筆談ボード など 	5万円
<u>工事の施工</u> ※民間事業者除く 出入りロスロープ、手すり、多機能トイレ など 	10万円

制度利用の流れ



お問い合わせ

丹波市健康福祉部障がい福祉課 電話 0795-88-5262 ファックス 0795-88-5283